特定胚の取扱いに関する指針案の解説

説 本 文 特定胚の取扱いに関する指針(案) 本指針案は、クローン技術規制法第4条 の規定に基づき、「ヒト胚性幹細胞を中 心としたヒト胚研究に関する基本的考え 方」(科学技術会議平成12年3月生命 倫理委員会ヒト胚研究小委員会、以下「報 告書」という。)及びクローン技術規制 法に係る国会審議における附帯決議(以 下「国会決議」という。) を踏まえて作 成されたものである。 第一章 特定胚の作成の要件に関する事項 (特定胚の作成の要件) 第一条 特定胚の作成は、次に掲げる要件に適 国会決議「特定胚を取り扱うことができ 合する場合に限り、行うことができるものとす る場合としては、事前に十分な動物実験 る。 その他の実験手段を用いた研究が実施さ 動物の胚又は細胞のみを用いた研究その れており、かつ、特定胚を用いる必要性 他の特定胚を用いない研究によっては得ること ・妥当性が認められる研究に限ること」 及び報告書 P25、P27「動物による実験が ができない科学的知見が得られること。 十分に行われており、ヒト細胞を用いて 特定胚の作成をしようとする者(以下「作 成者」という。) が当該特定胚を取り扱う研究 研究を行う事が必要な段階であるなど、 を行うに足りる技術的能力を有すること。 科学的にその実施を是とする必要性があ る場合に限り、厳格な審査により個別に 実施の妥当性を判断する余地を残すこと が必要」を踏まえている。 前項の規定にかかわらず、特定胚の作成は、 「卵子の細胞質に由来する 報告書 P25 当分の間、同項の要件に適合することに加え、 特定の疾患の発症予防研究や、拒絶反応 次の各号に掲げる胚の種類に応じそれぞれ当該 のない移植医療に関する研究等に当たっ 各号に定める研究を目的とする場合に限り、行 ては、このようなヒトクローン胚等の作 成・使用が有効な場合があることが想定 うことができるものとする。 される」、「特定の疾患の発症予防等 ヒト胚核移植胚 ヒトのミトコンドリアDN Aの障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞 のための研究であって他に代替手段が想 質に由来する疾病の予防に関する研究 定されない研究や、ヒトES細胞樹立に 向けた核の初期化プロセス等の研究等ク ヒト性融合胚 ヒトのミトコンドリアDNA の障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞質 ローン胚を用いなければ社会にとって有 に由来する疾病の予防に関する研究又は核の初期 用な研究が進まないものに限るべき」並 化プロセス(体細胞の核が胚性細胞の核と同様の 「なお、ヒトES細胞樹立に向け た核の初期化プロセスの研究等が個別の 性質を有するものに変化する過程をいう。) の研究 その他の再生医療に関する研究 審査の結果認められたとしても、そこで 動物性集合胚 ヒトに移植することが可能な 使用される除核卵は、採取に際して女性 の心身に対する負担が重いヒト卵を使用 ヒトの細胞に由来する臓器の作成に関する研究 することの倫理的な問題点を考慮し、当 面の間、動物卵に限られるべき」及び報 告書 P26 「動物の胚にヒトの細胞を導 入して得られるキメラ胚については、・ ・・ヒト由来の臓器を産生する研究とし て有用性が認められる」という基本的考 え方をもとに規定している。なお、報告

書における「ヒトクローン胚」とは、ヒ トとしての遺伝情報を持つ、人クローン

(胚又は細胞の提供者の同意)

第二条 作成者は、特定胚の作成にヒトの胚又は細胞を用いることについて、当該特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者(以下この条において「提供者」という。)の同意を得るものとする。

- 2 前項の同意は、書面により表示されるもの とする。
- 3 作成者は、第一項の同意を得るに当たり、 次に掲げる事項に配慮するものとする。
- ー 提供者が同意をしないことを理由として、 不利益な取扱いをしないこと。
- 二 提供者の意向を尊重するとともに、提供者の立場に立って公正かつ適切に次項の説明を行うこと。
- 三 提供者が同意をするかどうかを判断するために必要な時間的余裕を有すること。
- 4 作成者は、第一項の同意を得ようとすると きは、あらかじめ、提供者に対し、次に掲げる 事項を記載した書面を交付し、その記載事項に ついて説明を行うものとする。
- 一 作成する特定胚の種類
- 二 作成の目的及び方法
- 三 提供される胚又は細胞の取扱い
- 四 特定胚の作成後の取扱い
- 五 提供者の個人情報の保護の方法
- 六 提供者からの胚又は細胞の提供が無償である 旨
- 七 提供者が同意をしないことによって不利益 な取扱いを受けない旨
- 八 提供者が同意を撤回することができる旨 5 提供者は、第一項の同意を撤回することが できるものとする。

(ヒトの胚及び細胞の無償提供) 第三条 特定胚の作成に用いられるヒトの胚及 び細胞の提供は、輸送費その他必要な経費を除 き、無償で行われるものとする。 同意の取得の方法及び同意に係る説明の 方法等については、すでに策定・運用されている「ヒトゲノム研究に関する基本 原則」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研 究に関する倫理指針」等の指針を参考と している。

国会決議「特定胚及びその材料となるとト受精胚、ヒトの生殖細胞の授受は無償で行うこと」及び報告書 P9「ヒト胚の提供と授受は、すべて無償で行われること」を踏まえている。なお、報告書いた考え方と踏まえている場合においてもそのものであり、特定胚を作成にもその受精胚を使用する場合においてもそえ方を踏襲している。

(ヒト受精胚の取扱い)

第四条 作成者は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、特定胚の作成にヒト受精胚を用いることができるものとする。

- 一 当該ヒト受精胚が生殖補助医療の用に供する ために作成されたものであって、かつ、滅失させ ることが予定されているものであること。
- 二 当該ヒト受精胚が凍結保存されているものであること。
- 三 当該ヒト受精胚が受精後十四日以内のものであること。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

第二章 特定胚の譲受その他の特定胚の取扱いの要件に関する事項

(特定胚の譲受の要件)

第五条 特定胚の譲受は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、行うことができるものとする。

- ー 譲り受けようとする特定胚が第一条から前 条までに規定する事項に適合して作成されたも のであること。
- 二 特定胚の譲受後の取扱いが第一条第一項第一号に規定する要件に適合し、かつ、同条第二項各号に掲げる胚の種類に応じそれぞれ当該各号に定める研究を目的とすること。
- 三 特定胚を譲り受けようとする者が当該特定 胚を取り扱う研究を行うに足りる技術的能力を 有すること。

四 特定胚の譲受が輸送費その他必要な経費を除き、無償で行われること。

(特定胚の輸入)

第六条 特定胚の輸入は、当分の間、行わない ものとする。

(特定胚の作成、譲受又は輸入後の取扱いの要件)

第七条 特定胚の作成、譲受又は輸入後の取扱いは、当該特定胚の作成後十四日以内に限り、行うことができるものとする。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

第1条及び第3条と同様。

輸入を含めた特定胚の譲受については、 前条に定めるような要件を満たすことが 必要であるが、海外から特定胚を輸入する際には、適正に提供された胚又は細で を用いて適正な手続き、目的、手法認作 成された特定胚であるかどうかの確保で がしく、特定胚の適正な取扱いが確保で きないこととした。

報告書 P27「胚の特徴に応じた研究期間の制限があること」を踏まえて規定し現立の根拠は、通常のとト受精胚の発生においては14日程度で原始線条が現れ、この原始線条の出現をもって一つの分化の目安とし、国際的にもヒト受精胚の取扱いが14日によりにもられていることが多いことによる。

(特定胚の輸出)

第八条 特定胚の輸出は、当分の間、行わない ものとする。

(特定胚の胎内移植の禁止)

第九条 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(以下「法」という。)第三条に規定するもののほか、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、ヒト集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚についても、当分の間、人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

第三章 特定胚の取扱いに関して配慮すべき 手続に関する事項

(倫理審査委員会)

第十条 特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い(以下「特定胚の取扱い」という。)をしようとする者(以下「取扱者」という。)は、当該特定胚の取扱いについて、法第六条関大臣への届出を行う前に、機関内倫理審査委員会(倫理審査委員会(特定胚の取扱にする適合性について、科学の組織を行う。以下同じ。)であって、取扱者の所属するには当該法人である場合には当該法人である場合には当該法人である場合には当該法人である場合には当該法人である場合には当該法人であるものをいう。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において、機関内倫理審査委員会が設置されていないときは、取扱者は、次のいずれかの機関によって設置された倫理審査委員会の意見を聴くことをもって、前項の規定による意見の聴取に代えることができるものとする。

一 国又は地方公共団体の試験研究機関

二 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。)又は大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。)

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

四 特殊法人(法律により直接に設立された 法人又は特別の法律により特別の設立行為をも って設立された法人であって、総務省設置法(平 成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規 定の適用を受けるものをいう。)

五 認可法人(特別の法律により設立され、 かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する 輸出については、輸出後の取扱いが本指針案に定める要件に従って適正に行われるかどうかが担保されず、特定胚の適正な取扱いが確保できないため、現時点では当面行わないこととした。

報告書 P9「ヒト胚を扱う研究計画の科 学的・倫理的妥当性については、第三者 的な立場を含めて、研究実施機関におい て十分な検討が行われるとともに、国又 は研究実施機関外の組織による確認を受 けること」及び国会決議「生命科学分野 における研究は、・・・、その研究が倫 理的に、また、慎重に行われるよう十分 な措置を講ずること」を踏まえて規定し ている。なお、クローン技術規制法及び 本指針案においては、特定胚の取扱者と しては、必ずしも研究機関などの複数の 者からなる団体或いは法人だけではな く、一個人をも想定しているため、この ような機関内倫理審査委員会の代用の規 定をおいている。

また、本指針案は特定胚の取扱者に義務を課すものであり、ここで機関内倫理審査委員会が満たすべき要件については、ここで規定することはできない。よって、倫理審査委員会の構成等については、別途行政的指導として、運用上細則が定められる予定である。

法人をいう。)

六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第 三十四条の規定により設立された法人

(情報の公開)

第十一条 取扱者は、その特定胚の取扱いの内容及び成果の公開に努めるものとする。

報告書 P28「第5章情報公開等」をもと に規定している。